

# 福岡県公報

平成二十四年一月三十日  
第三千三百五十六号  
増刊 ①

## 目次

### 規則(第二号)

○公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則の一部を改正する規則

(用地課)……………一

## 規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年一月三十日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第二号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則の一部を改正する規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則(平成六年福岡県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

本則中「、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、宮若市、朝倉市、嘉麻市、みやま市、糸島市」を削る。

### 附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。